

うるま市放課後子ども教室推進事業実施要領

令和2年4月1日 制定

うるま市教育長 決裁

文部科学省・厚生労働省の「放課後子ども総合プラン」及び「沖縄県地域学校協働活動推進事業実施要領」に基づき、うるま市における放課後子ども教室を下記のとおり実施する。

1. 趣旨

小学校及び中学校において、放課後や週末等に子ども達が安全に安心して活動する拠点（居場所）を設け、地域の参画を得て、勉強やスポーツ、文化、地域住民との交流活動等を実施することで、子ども達が心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

2. 実施主体

うるま市教育委員会を実施主体とする。

3. 運営委員会の設置

うるま市放課後子ども教室推進事業及びうるま市地域学校協働活動推進事業の両事業を包括的に検証・評価等を行う学校・家庭・地域の連携協力推進事業運営委員会を設置する。

4. 運営

うるま市教育委員会は、放課後子ども教室の運営を別に定める事業運営委託要項に基づき、うるま市PTA連合会に委託する。

6. 事業内容

(1) 活動内容

本事業においては、次の活動を行うものとする。ただし、参加できる児童・生徒が限定される活動や、既存のクラブ活動の類は除く。

- ①放課後や週末等における地域の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）の確保
- ②地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、様々な体験・交流・学習活動の提供
- ③様々な体験・交流・学習活動を通して、子どもたちの社会性、自主性、創造性等の豊かな人間性を育む
- ④地域の子どもたちと大人の積極的な参画・交流による地域コミュニティーの充実
- ⑤その他、子どもたちが地域の中で安心して健やかに育まれる環境づくりを推進するために必要な活動

(2) 地域学校協働活動推進本部協議会の設置について

- ①地域学校協働活動推進事業（地域学校協働活動、放課後子ども教室）の実施方法等の検討や事業関係者の情報共有を図るため、地域の実情に応じ、学

校区ごとに地域学校協働活動推進協議会を設置することができる。

学校長、教頭、教職員、PTA 代表、自治会長、放課後児童クラブ従事者、地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）、その他必要とされる人員で構成する。

- ②一体型で放課後学童クラブと放課後子ども教室の運営を実施する学校は、協議会の設置を行わなくてはならない。
- ③協議会は既存の組織で代替することができる。
- ④会議出席謝礼金として1回 1,000 円を支給できる。

(3) 実施期間

開始が決定した日から翌年3月31日までの一年度間とする。

(4) その他留意事項

- ①活動する際には、教育活動サポーター等を1名以上配置し、参加者に傷害保険を掛け、参加者の安全に十分留意する。
- ②活動日誌の提出や教育委員会との連絡調整がある場合は、教育委員会就けの地域学校協働活動推進員（地域コーディネーター）と行う。
- ③同じ場所で、同日に複数の教室を開催することはできない。

7. 経費

本事業の実施に係る経費は、別表1の基準表に応じて積算、支出する。

8. その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて教育委員会が決定する。